

国住指 第 1 3 8 号  
国住参マ第 1 0 7 号  
令和 7 年 6 月 2 7 日

各都道府県住宅・建築担当主務部長 殿

国土交通省住宅局 建築指導課長

参事官（マンション・賃貸住宅担当）

（公印省略）

### 住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について

住宅などの窓及びベランダから子どもが転落する事故が発生しています。

この度、消費者安全調査委員会において、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故に係る消費者安全法第 24 条第 3 項の規定に基づく事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられました。

報告書では、事故原因について、子どもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面において子どもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないことと考えられるとされており、再発防止策として、転落防止対策をした住宅の普及、転落防止用製品の研究・開発、転落に至るプロセス及び転落事故防止方法の周知啓発が挙げられています。

報告書を受け、消費者安全法第 33 条の規定に基づき、消費者安全調査委員会委員長から国土交通大臣に対し、住宅を供給する事業者に対して、ガイドライン（『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（国土技術政策総合研究所））の普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずることを求める意見の陳述が行われました。

本意見を踏まえ、国土交通省としては、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、ガイドラインや支援策についての周知を行いたいと考えています。

つきましては、貴都道府県におかれては、子どもの転落事故防止の観点から、下記のとおりこれらの対策の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、貴管内の市町村の住宅担当主務部局及び建築担当主務部局に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」の周知について

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」を国土技術政策総合研究所が令和7年3月に公表しています。

本ガイドラインでは、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、別添1のとおり子どもの窓・ベランダ（バルコニー）からの転落防止に配慮に関する事項についても整理しています。

本ガイドラインは、地方公共団体においては各種制度の基準づくりの技術情報として、住宅事業者においては供給する住宅の設計基準づくりの技術情報として、子育て世帯などの居住者は住宅の新築時や購入時、賃貸住宅の選択時等の参考情報として利用することが考えられますので、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）

<https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html>

後日、ガイドラインの説明動画を掲載する予定です。

### 2. 「子育て支援型共同住宅推進事業」の周知について

国土交通省では、「子育て支援型共同住宅推進事業」（別添2）において、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、事故防止や防犯対策など、子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する施設の設置を支援しています。

本事業は、窓やベランダ等からの転落防止など、子どもの事故防止に資する設備の設置に活用可能ですので、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※子育て支援型共同住宅推進事業

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000127.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000127.html)

### 3. 住宅の窓及びベランダからの子どもの転落の防止に資する各種ツールの活用について

消費者庁では、「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」の報告書と合わせて、子どもの転落防止に資する動画及びチェックリスト（別添3）を公開しています。また、国土交通省においても、マンション内での転倒や転落などの日常事故を予防することを目的として作成した冊子「安全・安心なマンションのために」（別添4）を用意しています。これらのツールについても積極的にご活用いただくとともに、関係者へ幅広く周知いただきますようお願いいたします。

※動画（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_025/movie\\_001](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/movie_001)

※チェックリスト（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_025/assets/csic\\_cms201\\_25062\\_4\\_40.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/assets/csic_cms201_25062_4_40.pdf)

※冊子「安全・安心なマンションのために」

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/pdf/anshinanzhen.pdf>